

第五十回 帝國議會衆議院

輸出組合法案(政府提出)外一件(輸出組合法案(政府提出)重要輸出品工業組合法案(政府提出))委員會議錄(速記)第三回

大正十四年二月十二日(木曜日)午前十時十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 高木益太郎君

理事 山口 義一君

理事 士井 権大君

君
一柳仲次郎君

君 松井 郡治君

君
金光
庸夫君

君 田中 定吉君

三君
内田信也君

君

君辭任ニ付其ノ補闕

君ヲ又今十二日浦山

其ノ補闕トシテ武藤

セリ選定テ

ノ如シ

卷之三

卷之三

卷之三

新語官 月日 作思

文人詩卷之九

此用指上

會文卷之六

シマズ・日刊

打合ニナテ居リマ

サン・竝ニ武藤サンナ

内閣質問カルト云ア

ラ、先づ加藤サンカ

較的高イノニ製品ガ常ニ安い、或ハサウ云フ現象ガ暫ク續クト、ソレガ爲ニ製品ガ非常ニ缺乏シテ來ル、今度ハ製品ダケ非常ニ値ガ高クナツテ來ル、サウシテ原料ハ十分賣レナイヤウニナツテ居ルカラ、其時ハ原料ガ安い、斯ウ云フノデ常ニ工業者ガ苦ミマスノハ、原料ノ仕入ト賣值トノ間ニ常ニ逆ナ傾向ガアツテ、原料ニ工賃ヲ加ヘテ賣捌キマスモノガ、常ニ大シタル利益デナクテモ相當ノ工賃ガアリ、相當ノ利益ガ見ラレルヤウナ狀態ニナツテ居リマスレバ、工業者ハ其工場ノ能率ヲ極度ニ發揮シテ、又精々大量ノ生産ヲ爲シテ品物ヲ安クスルコトガ出來ルノデアリマスガ、常ニ相場ガ變動シマシテ、原料ノ安い時ニ場合ニ依フテハ製品ガ非常ニ高イ、ハイカラ原料ヲ買ハウトスルト買付ニ掛ル時分ニハ、モウ既ニ原料ガ非常ニ騰貴シテ、今度ハ其勢デ原料ニ工賃ヲ加ヘルト、製品ノ相場デハ損ガ行クト云フヤウナコトニナル、是ハ詰マリ日本ノ市場ノ流通ガ常ニ狹イノデ、買ヒタイ物ヲ始終買フコトガ出來ズ、賣リタイ物ヲ始終賣ルコトガ出來ヌト云フ事情ガ多イト云フコトモ、一ノ原因デケレバナラヌ工場ガ、常ニ逆ノ傾向ヲ取フテ、原料ガ高クツテ製品ガ安い、若クハ原料ガ非常ニ安いカラト思ツテ始メル時分ニハ、製品ガ非常ニ惡クナツテ來ルト云フヤウナコトデ、常ニ此工場ノ

基礎ヲ動搖サセラレル、ソレ故ニ工場
ガ或時ハ不馴レナ職工ヲ寄セテ遼ニ大
量生産ヲ企テ、早ク市場ニ值ノ下ラ
ヌ中ニ出サナケレバナラヌ、或場合ハ
ドウシテモ引合ハヌカラ操業短縮ヲシ
ナケレバナラヌ爲ニ、折角熟練シタ職
工ヲ解雇シナケレバナラヌト云フコト
ガ起ツテ、常ニ工場ガ不安ノ念ニ驅ラ
レナケレバナラヌト云フノガ、今日ノ
諸工業者ノ現状デアリマス、之ヲ初リ
ノ羊毛ヲ買入レマシテ紡績スル毛糸ノ
製造業者、今度ハ之ヲ織ル所ノ機屋ト
ソレカラソレ整理加工シマスル一ツ
最後ノ整理加工業者、斯ウ云フ三ツノ
モノガ一ノ組合ナリ連鎖カ何カ成リマ
シテ、サウシテ賣上ゲタ最後ニ於テ此
組合ニ利益ノ分配方法ガ適正ニ行ハ
ル、一工場デ原料原毛ヲ買入レテ、ソレ
ヲ紡績シテ自分ノ工場デ織ッテ自分ノ
工場デ整理加工シテ、サウシテ之ヲ輸
出スルト云フ一ツノ仕事ガ三ツニ別レ
テ居ルモノヲ、連鎖的ニ一ツノ組合ノ
仕事トシテヤラセルコトガ出來マシタ
ナラバ、是ハ餘程各種ノ工業ニ安定ヲ
與ヘテ、各階級ノ工業ニ安定ヲ與ヘマ
シテ、サウシテ製品モ自然ニ統一シ、ソレカラ
賣ル場合ニモ原毛ノ仕入ニ付キマシテ
モ餘程便利デ、製品モ自然ニ統一スル
コト、思フ、唯、普通考ヘマスルト最後
ニ賣上ゲタ利益金ノ分配ヲ三階級ニ分
ツ、其利益金ノ分配ノトキニ大變面倒
デアラウト云フ虞ハアリマスケレド

モ、是ハ何トカ方法モ講セラレルシ、又當業者ガ其利益ヲ比較致シマスレバ、三階級ヲ縱ニ聯合スルコトガ出來サウニ思フノデアリマスガ、是ハ既ニ外國ニハ行ハレテ居ル制度デアリマスサウデ、ソレニ依シテ外國デハ非常ニ發達シテ居ルモノガアルト云フコトデアリマス、是ハ私共當然ノ事ダト思フ、ドウシテモ半製品ハ半製品ダケデ賣ラナケレバナラヌト云フコトデアリマシテハ、此工業ノ安定ト云フモノハ自然保テヌノデアリマスカラ、最後ノ市場ニ製品トシテ出セル、即チ一定シタル輸出品ナルモノヲ聯絡シテ、ソレヲ組合ヲ造ツテ其組合ガ製造品ノ賣捌モシ、原毛ノ買入レモシ、サウシテ其利益ハ三階級ニ適正ニ分ツコトガ出來ルナラバ、是ハ工業ノ發達ニ非常ニ結構ナ事ト思ヒマス、其間ノドノ階級デモ初リノ紡績絲ノ供給ガ遲クテモイケマセヌガ、又最後ノ整理加工スル工業ノ能率ガ多過ギテモ、或ハ少過ギテモドチラデモイケナイノデアリマスカラ、是ガ自然ニ三階級ガ調和サレ、バ、其連鎖的ナル活動ガ出來ルダラウトスウ思フノデス、此今度御提案ニナッタ工業組合法デ法文ノ上カラ見マスト、サウ云フ風ニ出来ヤウカ、出來ヌコトハナサ、ウニ思ヒマス、ケレドモ併シ法ノ精神ハサウ云フ組合、若クハサウ云フ風ノモノハ御見込ニモナツテ居ラズ、又此組合ニ依ル御積リガ無サ、ウニモ見エマス、

8

○三士政府委員 御説ノ通り大體ニ於キマシテハ横ニ組合ヲ組織サセル、同一種類ノモノガ一ノ組合ヲ組織スルト云フ趣意ニナツテ居リマス、併シ業態ニ依リマシタナラバ、縱ニ組合ヲ造ルニシテモ必要ガアルノデアリマス、其爲ニ第一條ニ於キマシテ認メテアルノデアリマス、第一條ノ「特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得」トスウシテアルノデアリマス、例ヘバ織物ニ致シマシテモ、紡織業者ト精練業者ト捺染業者ト練付業者ト、斯ウ云フ者ガ聯絡シテ仕事ヲスル時分ニハ、此四ツデ組合ヲ組織スルト云フコトモ此法律ニ於キマシテ出來ル筈デアリマス、併シ原料價格ノ變動等ヨリ生ズル虞ヲ防止スル爲ニ組合ヲ組織スルコトハ餘程ムヅカシイ、今例

ニ御引キニナリマシタ例ヘバ羊毛ト毛織物ノ關係ナドニ付キマシテハ、是マデ原毛ヲ買フテヤルモノモアリマスケレドモ、段々毛織物工業ノ世界ノ趨勢ヲ見マスルト云フト、ドウシテモ原毛カラ買フテサウシテ「トップ」ヲ自ラ造ツテ、サウシテ其處デ織物ヲ仕上ゲテシマフト云フコトヲ、「ノ工程トシテ同一會社デヤランケレバ旨ク行クマイト思フ、故ニ今度ノ改正法ニ依リマシテハ、或ハサウ云フ事ヲ便利ニスルヤウニシナケレバナラヌカトモ考ヘテ居リマス、只今工場デ「トップ」ヲ造フテ「トップ」ヲ原料トシテ賣ルト云フコトハ、段々無クナッテ來ハシナイカト思ヒマス、大キナ工場ニナルト原料ノ價格ノ變動ノ爲ニ生ズル憂ヲ防止スル爲ニ追合ヲ造ルト云フコトハ、餘程ムヅカシカラウカト思フ、此加工ト云フ上ニ聯絡ヲ取ッテ業態ノ二種以上ガ一緒ニナツテヤレル、斯ウ云フ積リデアリマス○武藤委員 御説ノ事ハ能ク分リマシテゴザイマスガ、私ハ唯、價格ノ變動ヲ防止スルノ力ハ到底ゴザイマスマガ、ソレガ爲ニ連鎖シテ參リマスレバ、工場ノ能率ヲ増シ、一定ノ原料ガ供給セラレ、ソレカラ製品モ常ニ一定ノ物ヲ市場ニ出シ得ラレルト云フ爲ニ、工場ノ能率ヲ増シ、一定ノ原料ガ供給云フ利益ガアリマスガ爲ニ、其連鎖的ノ組合ヲ拵ヘタイト思フ、併シ只今ノ

御話デアルト、其組合ノ事業ニ向テ所
得税ナリ營業税ナリノ免除ヲ受ケラレ
ルト云フコトハ、是ハ非常ナル恩典デ
アリマスガ、果シテ出來マスデセウカ
ガ、ソレヲ爲ス場合ニハ營業税ナリ所
得税ナリノ免除ヲ受ケルト云フコト
ハ、一寸普通ノ考カえ見マスルト非常
ニムヅカシイ事ノヤウニ思ヒマス、ソレ
カラ只今ノ御話ノヤウナ羊毛工業
ハ、一ツノ大會社デヤル組織モ片方ニ
アリマスケレドモ、又片方デハ矢張「モ
スリン」ナリ其他ノ極ク簡単ナル毛織
物ハ、依然トシテ家庭工業ナリ、小工業
者ノ手ニ歸シテ居リマスカラ、是ハ「モ
スリン」ノ絲ヲ製造スル工場ト、今度ハ
又「モスリン」ヲ織ル機屋ト、ソレカラ
合ヲ造ッテ、ソレニ付テハ先づ營業稅所
得稅ノ免除ガ受ケラレルト云フコトニ
リン」家ト、此三ツガ連鎖シテ一ツノ組
合ヲ造ッテ、ソレニ付テハ先づ營業稅所
得稅ノ免除ガ受ケラレルト云フコトニ
アリマス、サウ云フノニ二種以上ト云
フコトデアリマスカラ、法文ノ適用ハ
確ニ受ケラレルト思ヒマスケレドモ、
營業稅所得稅ノ免除ハソレニ依フテ受
ケラレルト云フコトハ、餘リ結構ニシ
過ギルヤウニ思ハレルノデアリマス
ガ、法ノ精神ハ其邊ハ如何ニナッテ居ル
ノデアリマセウカ

工程ニ透クテ、輸出品ノ品位ヲ高メ、輸出品ヲ安クスルト云フ所ニ在ルノデ、其目的ヲ達スルニ便ナ事ハ、成ベク適用シテ行クト云フ考デアリマス
○武藤委員 ソレカラ是ハ手續ノ事デゴザイマスガ、假ニ此組合法ガ出来マシタ時ニ、從來ノ同業組合ニ——從來ノ同業組合ハ實ハ非常ノ不便ヲ感ジテ居リマシテ、大キナ工場ト中小ノ極クナサイ工場ト一ツ毎ニ同ジ権利デ、又同ジ組合ノ負擔ヲシテ居ルト云フヤウナ從來ノ同業組合デハ、ドウモ其權衡ガ取レヌ、經費デモ出ストカ、若クハ生産品ニ經費デモ負擔サセル場合ニハ、二人ト一方ハ全部ノ組合員ト經費ガ同ジニナルト云フ、所謂權利數ノトキニハ、例ヲ申シマスルト云フト一方大イナル工場デ、千五百臺二千臺ノ機ヲ持ッテ居ル、一方ハ十臺乃至二十臺位ノ機屋ガ五十人モアルト云フトキニ、其十臺二十臺ノ人モ組合ノ權利ト云フトキハ一ツデアリマス、サウカト云クテ經費ヲ製品ニ掛ケルト云フヤウナトキニハ、大工場ノ方ハ一人シテ半分以上モ出サナケレバナラヌト云フヤウナコトデ、常ニ同業組合ニ加入スルコトヲ實際嫌フテ居ル、又同業組合法ニ依テ製品ノ改良トカ何トカ云ヒマシタ所ガ、大工場ハソンナ必要モアリマセヌカラ、今日マデサウ云フノハ入ルノヲ嫌フテ入ラナイト云フノガ私ノ聞ク所ノ實情デゴザ

トカ何トカ云フ積極的ノ事デナクテ、
組合ノ事業ノ中ノ消極ノ方面、例ヘテ
言ヘバ労働者ノ雇入トカ、或ハ税務署
ノ關係トカ云フ、極ク小サイ事ノ消極
的ノ利益ヲ圖ルコトニ於キマシテ、此
二種以上ノ大工場ガ聯合シマシタ場合
ニハ、サウ云フ消極的ノ施設改善ヲ大
工場ガ寄フ企テタラ、矢張此今度ノ輸
出組合法ノ適用ヲ受ケラレルデゴザイ
マセウカ、是ハ政府ノ將來御取扱ニナ
ル問題デゴザイマスガ、如何ナ御考デ
アリマスカ

實際ノ工業者デナイ所ノ間屋ト云フモ
ノニ利益ヲ壷断サレテ居ル、例ヘテ申
シマスレバ陶磁器デアリマスガ、窓屋
ト云フモノハ陶磁器ヲ製造シテ居リマ
シテモ、甚ダ薄資ナ人バカリガ寄ツテ唯
窓ヲ拵ヘテ勞働者ヲ雇ッテヤツテ居ツ
テ、出來タ製品ハ直グニ間屋ニ持込ン
デ金ヲ先借ヲスルト云フヤウナコト
デ、問屋ノ權力ガ非常ニ多クテ、製品ノ
改良ナドハ到底行ハレル譯デハアリマ
セヌ、其製造工業者ト云フモノハ實際
ニ當フテ居ル窓屋デアル、間屋ハ中ニ入
ツテ利益ヲ取フテ居ルニ過ギスノデアリ
マス、今度ノ此法ヲ成ベク適用サセテ、
從來ノ同業組合法ヨリ離レテ、今度ノ
組合法ヲ實際ノ工業者ニ用キサセヤ
ウトスルニハ、餘程獎勵ノ方法ナリ、若
クハ餘程何カ政府ニ於テ適切ナル方法
ガナケレバ、間屋カラ今日ノ薄資ナル
製造業者ヲ獨立サセルト云フコトハ、
是ハ獨リ陶磁器バカリデハナイ、他ノ
モノニモアルヤウデゴザイマスルガ、
餘程至難ノ事デアリマスガ、斯ウ云フ
事ニ付テ政府ハ何カ妙案ガ無イデゴザ
イマセウカ、農商務省ハ常ニ妙案ノ策
源地デアリマスカラ、何カ之ニ付テ良
イ御考ガ無イノデゴザイマセウカ、政
府ノ御意見ヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス
○三土政府委員 是マデノ中小工業者
ガ、殆ド資金關係ニ於テ間屋ニ實權ヲ
握ラレテ居ルト云フノガ事情デアリマ
シテ、是ハ一ツノ弊害ト見テ居ルノデ

アリマス、成ベク情弊ヲ打破シテ、中小
工業者ガ獨立シテ事業ヲヤフテ行キ、
サウシテ自分ガ造ツタ物ヲ成ベク間屋
ト連絡ヲ執クテ賣フテ行クト云フコトニ
シタイト思フ、ソレデ資金關係其他色
色ナ方面ニモ世話ヲ焼カナケレバナラ
ヌト思フガ、今茲ニ具體的ナ的確ノ手
段方法ヲ申上ゲル譯ニハ行キマセヌケ
レドモ、成ベク其趣旨デヤフテ行ク積リ
デアリマス

○高木委員長 ソレデハ豫テノ約束ニ
依リマシテ、逐條審議ニ移リマス

○一柳委員 一寸私ハ簡單ニモウ一ツ
政府ニ御尋シテ見タイト思ヒマス
只今モ御尋ガアツタヤウデアリマスシ、
又三土次官カラモ御答ガアツタヤウデ
アリマスシ、前ニモ數回諸君ヨリ繰返
シ御質問ガアツタノデアリマスガ、此資
金關係ノ事デアリマスガ、考究中デア
ルト云フ御答辯ヲ得テ居リマスルガ、
本案ノ實現スルト同時ニ、理想ノ仕事
ヲ組合ニ爲サシメントスレバ、必ズ資
金ガ伴フ、今ノ應答ニモゴザイマシタ
間屋ト此製造業者トノ間ノ弊害ハ、無
論資金カラ起ル問題デアリマス、生産
者ノ手カラ成ベク徑路ヲ近ク辿フテ、サ
ウシテ需要者ノ手ニ移スト云フコトガ
本位デアリマセウ、又爾カナラナケレ
バナラヌノデアリマスガ、商工業者ノ
資本ニ乏シイガ爲ニ、中間ニ色ニノ手
ヲ經テ居ルト私ハ思ヒマス、政府ニ於
カレテ低利ノ資金トカ、或ハ何等カ其

他ノ方法ヲ以テ之ニ低利ノ資本ヲ與ヘ
テ、サウシテ理想ノ仕事ヲセシメント
スルニハ、相當ノ御考ガアラネバナラ
ヌコト、思フノデアリマス、今日ノ場
合發表スルコトハ出來ヌト仰セニナレ
バソレマデノコトデアリマスガ、一方
輸出組合法ニ於テハ爲替ノ期限ヲ延長
シ、サウシテ投資ヤ濫賣ヲ防グト云フ
コトハ、是ハ又結構ナ事デアリマシテ、
相當ニ組織モ立ツテ居ル、此爲替ノ期限
ノ延長ト云フヤウナ事ヲ行ハネバ、到底
其濫賣ヤ投資ヲ防グコトガ出來ヌト
思ヒマス、此製造業者ガ今日ノ儘デ進
ミ行クナラバ、何時マデ經チマシテモ
同一ノ事ヲ繰返スニ過ギナイモノデア
ラウト思ヒマス、矢張資金ノ爲ニ間屋
ノ命ズル所ニ依ツテ製造ヲシ、サウシテ
値モ其製造業者ノ方カラ立テルノデナ
クシテ、間屋ノ命ズル值ニ應ゼネバナ
ラスト云フコトニナルノデアリマス、
細カク申上ゲル必要ハナイノデアリマ
スガ、唯、伺フテ置キタイノハ、考究中
デアルト云フ御答辯ヲ得マシテ私ハ満
足ガ出來兼ネルノデアリマスガ、御差
度ノ御答ガ得タイト思フノデアリマス
○三土政府委員 斯ウ云フ關係ニナラ
ウト思フノデアリマスガ、輸出組合ニ会
物ハ工業組合デ造ツタ品物デ検査ニ会
格シタ品物、斯ウ云フコトニナルト思

ヒマスガ、此輸出組合ニ對スル爲替資金ノ融通ト云フコトガ、間接ニ工業組合ノ資本ニナルノデアリマス、ソレカラモウ一つハ未ダ單獨ニヤッテ居ルモノハ少クトモ連絡シテ共同經營ニナリマスト云フト、隨テ信用ガ向上致シテ參リマスルシ、又原料ノ仕入ニ付キマシテハ前借ガ出來ル、現金拂デナクテ貸シテ吳レルト云フコトモ出來ル、又普通銀行カラ金融ノ途モ多少着イテ來マス、其上ニ勸業銀行、農工銀行等カラ資金ヲ融通スル途モ開カネバナリマセヌガ、法律ガ出マシテ直グニ銀行ヲ通ジテ、低利資金ヲ融通スルト云フコトハ難イ事ニアリマスカラ、尙ホ此他ニ勸業銀行、農工銀行、以下工業俱樂部等ノ改正スペキモノガ段々アルヤウデアリマスガ、法律ガ出來テ組合ガ段々出來テ參リマシテ、其狀況ニ依ッテ此特殊銀行ヲ經テ低利資金ヲ貸付ケル途ヲ研究致シテ居ル、斯ウ云フノデアリマス○飯塚委員 農商務當局デモ御承知ノ通リ、從來輸出業者ハ此内地ノ問屋ト稱ヘマスカ、或ハ仲買ト云フヤウナ色ナ手ヲ經テ買入レルノデ、其間ニ弊害ガアルノデアリマス、現ニ或ル地方デ小サイ製造業者ガアレバ、必ズ仲買ト云フヤウナ者ガアツテ、ソレヲ取集メル、ソレヲ又輸出港ノ横濱トカ神戸ニ居ル所ノ買手方ノ仲買ト云フ者ガソレヲ取集メル、ソレガ輸出商ノ所ニ行クテ、サウシテ輸出商ト云フ者ガ又御互

ニ相競争シテ賣ルト云フコトデ、實際ノ狀況ハ洵ニ色ニナ中間者デ出來テ居ル、今回ノニツノ案ヲ見マスルト云フト、兎ニ角案ハ——製造家ト工業組合、工業家ト云フ者ガ居テ既ニ地方ノ買入商人トカ仲買ト云フ者ヲ壓迫シテ居ルニ、尙ホ工業組合ト云フモノヲ拵ヘテ大キクシテ、サウシテ小サイ中間ノ手數ヲ省イテ、サウシテ輸出業者ニ直接ニ賣ル、サウシマスト現在アル地方ノ仲買、買入商人ト云フ者ノ弊害ガ殆ド少タナリマスガ、政府モ製造業ト輸出工業組合トニツノモノデ、成ベク間ノ仲買ノ手數ヲ省クト云フ考デアル〇三土政府委員 御説ノ通リデアリマス

○金光委員 只今農商務次官ノ御話デハ工業組合ノ方ニ對スル分ハ資金關係ハマダ定マクテ居ラヌ、考慮中デアルト云フヤウナ御話デゴザイマシタガ、私ハ此輸出組合モ、工業組合モ同ジヤウニ政府ハ金融ノ途ヲ付ケテ下サルコト云フ考ヘテ居リマシタ、所ガ共間ニ多少ノ差ガアルヤウニ存ジマス、サウ致得ルコトニ因難デアルト思ヒマスガ、實ハ先日モ一寸伺ヒマシタガ、再ビ今日モ伺ヒマスガ、是モ御考慮下サレバ金融ノ途ガ付クト私ハ思ヒマスガ、政府ガ工業組合ノ方ニ對シテ相當ノ金融

バ、私ハモウ御伺セヌ積リデアリマシタケレドモ、マダ單ニ考慮中ト云フコトテ大キクシテ、サウシテ輸出業者ニ直接ニ賣ル、サウシマスト現在アル地方ノ仲買、買入商人ト云フ者ノ弊害ガ殆ド少タナリマスガ、政府モ製造業ト輸出工業組合トニツノモノデ、成ベク間ノ仲買ノ手數ヲ省クト云フ考デアル〇三土政府委員 御説ノ通リデアリマス

○金光委員 只今農商務次官ノ御話デハ工業組合ノ方ニ對スル分ハ資金關係ハマダ定マクテ居ラヌ、考慮中デアルト云フヤウナ御話デゴザイマシタガ、私ハ此輸出組合モ、工業組合モ同ジヤウニ政府ハ金融ノ途ヲ付ケテ下サルコト云フ考ヘテ居リマシタガ、是ハ國際關係デアルカラ、甚ダ面倒デアッタラウトトハ極メテ容易デアッテ、サウシテ非常ニ効果ガ多イト思フノデアリマス、詰リ註文ヲ受ケタ註文先カラ受取ル金ヲ、貸金業者ガ更ニ受取ルト云フ條件ノ下ニ、原料ヲ買入レテモソレニ金ヲ種々加工ヲ施シテモ、ソレガ擔保ニナツ者ハ其制度ニ依テ安心ラシテ金ヲ貸

テ、最後ニ註文者カラ金ヲ受取ルマヂ其

タケレドモ、マダ單ニ考慮中ト云フコトテアレバ、何ダカ満足出來ナイヤウトデアレバ、何ダカ満足出來ナイヤウト

ナ感ジモ致シマスカラ、ソレヲ補フ意味ニ於テ、此仕掛品ニ對シテモ金ノ借入レラレルヤウナ方法ヲ御考ヲ願ヒタ

トガ出來ルト云フ御話デ——尤モソレハ出來マス、出來マスケレドモ、原料品ヲ倉庫カラ引取テ工程中ニアル場合ニハ、場所モ方々ニ移動シ、形モ變ッテ

來ルカラ、擔保ニハナラナイ、又一般ノ工場ノ器具ナドハ擔保ニナラヌカラ、モゴザイマスガ、斯ウ云フ原料品所謂

仕掛品ハ擔保ニナラナイカラ、ソレヲ上仕掛信用ノ途ヲ開クコトハ困難デア

ラウト思ヒマス

○金光委員 此仕上信用ノ制度ハ物ニ

イカト思ヒマス、先般國際聯盟ニ於テ仕上信用ニ關スル制度ヲ研究サレタ

ガ、遂ニ物ニハナラナカッタヤウデハア

リマシタガ、法律ヲ各國デ作ラウト云

モ、其法律制度ガ出來テ居レバ——其

工程中ノ製品ヲ他ニ賣却スルト云フコ

トニナレバ、刑事上ノ罪人ニナル、刑事上

ノ罪ヲ犯シテマデモ不都合ナ事ヲスル

モノガアレバソレヲ承リタイト思ヒマ

ス

○飯塚委員 此「主務大臣之ヲ指定ス」

ト云フノハ、ドウ云フ種類ノモノヲヤ

ラレルノデアリマス、何カ内定サレタ

モノガアレバソレヲ承リタイト思ヒマ

ス

○三土政府委員 マダ確定致シテ居リ

マセヌガ、大體斯ウ考ヘテ居リマス、讀

上ゲマセウ、綿織物、絹織物、布綿製品、

莫大小、機械、時計、理化學醫療器、燐寸

及軸木、陶磁器、硝子製品、護謄製品、石

鹼紙及紙製品、漆器、染料顏料及塗料、

セルロイド製品、皮革製品、植物油、工

業用藥品、真田、刷子、鉛鉋、玩具、鐘錶、

及觸詰、磁鐵器、帽子、花莊及野草庭、

鉛筆、是等ノ物デス

○飯塚委員 サウシマスト例ヘバ絹織

物ト云フモノハ一ツノ種類デスガ、此

スコトガ出來ルト思ヒマス、ソレデ對

人信用ト對物信用トハ意味ガ違フノデ

アルカラ、ドウゾ其邊ヲモウ一度御考

慮ヲ願フテ置キタイト思ヒマス、是ハ質

問デハアリマセヌ

○高木委員長 ソレデハ是カラ逐條審

議ニ入りマス、先づ重要輸出品工業組

合法案カラ御審議ヲ煩シマス「第一條

重要輸出品ノ製造ニ關スル工業者ハ其

モノヲ規定シテモ、實際信用ガナケレ

ヒマス、私ノ者デハ法律的ニサウ云フ

モノヲ規定シテモ、實際信用ガナケレ

ヒマス、私ノ者デハ法律的

中ニハ縮緬トカ羽二重トカ色ミ細カク
分ケルコトモ出來マスガ、之ヲ一種類

ト見テモ宜シイノデスカ

○三土政府委員 共通リデアリマス

○飯塚委員 サウシマスト先程アナタ

ガ特別ノ事情アルトキハ二種以上云々

ト言ハレタノハ、例ヘバ縦ノ絹織物ト

カ綿織物トカ云フモノハニツデセウケ

レドモ、綿織物ニ對スル精練業トカ、或

ハ染色業ト云フヤウナモノモ矢張縱ニ

スルノデスカ

○三土政府委員 其中ノ一ツヲ一種類

モ、捺染業モ精練業モ糊付業モ一ツト

視ルコトモ宜シイノデス

○高木委員長 一條ニ付テ御尋ガゴザ

イマセスカ——無ケレバ「一條ニ移リマ

ス」「第二條工業組合ハ法人トス」是ハ御

尋ハ無イヤウデアリマスカラ、第三條

「工業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得、

一組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又

ハ製造若クハ加工ノ設備ニ對スル検査

其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對

スル制限」ドウシマセウカ——是ハ一

項ニヤリマセウ

○飯塚委員 此第三條ノ第一項デアリ

マスガ、是ハ専ラ私ノ考デハ粗製濫造

ヲ防止スルト同時ニ、事業經營ニ關ス

ル制限ト云フコトニナリマスガ、初メ

ノ「組合員ノ製品、其ノ他原料若ハ材料

又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對スル検査

此所マデハ粗製濫造ヲ防グ所ノ仕事ヲ

スルト云フコトダラウト思ヒマスガ、
マスカラ——産業組合法第六十一條ニ

製造加工ノ設備ニ對スル検査、機械ノ

検査ト云フヤウナコトモ、確ニ製品整

一ニ關スル必要ナ検査ト思ヒマスガ、

尙ホ之ニ一步ヲ進メテ、整品ノ整一ト

云フコトガ必要デアリマス、是デ製品

ノ構造ノ組合セ、價格等ノ整一ガ出來

ント考ヘマスガ、サウ云フコトマデ入

ソテ居ルノデスカ

○三土政府委員 是ハ事業經營ニ對ス

ル制限ト云フ中ニサウ云フモノヲ含メ

ル積リデアリマス、事業經營ニ關スル

制限ハ、例ヘバ染料ハ之ヲ用キル、此以

外ノ染料ハ用キテハナラスト云フヤウ

ニスルツモリデアリマス

○飯塚委員 ソレガ入ルナラバ、私ノ

私ハ専ラ廣ク解釋致シテ、サウシテ私

ハドウシテモ品物ノ整一スルト云フコ

トニ付テハ非常ニ疑ガアリマス、制限

料ノ組合セ、規格其他生産品ノ整一ニ

ト云フモノニハ操業短縮或ハ生産ノ制

限、或ハ價格ノ制限ト云フコトマデモ

ナ事ハ起ラナイト考ヘマス

○飯塚委員 私ハ此法文ノ中ノ取締又

ハ事業經營ニ關スル制限ト云フノハ、

考テハ事業經營ニ關スル制限ト云フコ

一産業組合法ノ第六十一條ヲ準用致シ
スルト云フコトダラウト思ヒマス
マスカラ——産業組合法第六十一條ニ

斯ウ云フ規定ガアルノデアリマス、「組

合ノ事業又ハ組合財産ノ狀況ニ依リ

キ又ハ組合ノ行為ガ定款若ハ法令ニ違

背シ其ノ他公益ヲ害スル虞アルトキハ

主務大臣又ハ地方長官ハ總會ノ決議ヲ

取消シ理事監事若クハ清算人ノ改選ヲ

命シ組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解

散スルコトヲ得」行政廳ハ斯ウ云フ權

能ヲ有テ居リマスカラ、御疑ノヤウ

ナ事ハ起ラナイト考ヘマス

○飯塚委員 私ハ此法文ノ中ノ取締又

ハ事業經營ニ關スル制限ト云フノハ、

考テハ事業經營ニ關スル制限ト云フコ

トニ付テハ非常ニ疑ガアリマス、制限

料ノ組合セ、規格其他生産品ノ整一ニ

ト云フモノニハ操業短縮或ハ生産ノ制

限、或ハ價格ノ制限ト云フコトマデモ

ナ事ニ付テ共同施設ヲスルノデアリマ

ス

○飯塚委員 製造家ガ集フテ、外國ノ見

本ヲ集メテ見本陳列所ヲ作ル、又織物

業者デアレバ絲ヲ撚ル絲ノ撚リ場ヲ共

同デ拵ヘル、又共同ノ染織場ヲ拵ヘル、

各人が銘々デヤルト云フコトヨリモ、

共同ノ染織場ヲ拵ヘテ共同デ仕事ヲス

ルト云フコトハ、共同施設ノ中ニ這入

ルノデアリマスカ

○三土政府委員 施設ノ方法デスカ

—ソレハ例ヘバ見本市ノ開催トカ、閉

體商標ノ利用トカサウ云フモノデアリ

マス、尙ホ詳シク言ヘバ組合デ作ツタ物

同ジ「レッテル」ヲ以テ出スト云フヤウ

ナ事ニ付テ共同施設ヲスルノデアリマ

ス

○飯塚委員 製造家ガ集フテ、外國ノ見

本ヲ集メテ見本陳列所ヲ作ル、又織物

業者デアレバ絲ヲ撚ル絲ノ撚リ場ヲ共

同デ拵ヘル、又共同ノ染織場ヲ拵ヘル、

各人が銘々デヤルト云フコトヨリモ、

共同ノ染織場ヲ拵ヘテ共同デ仕事ヲス

ルト云フコトハ、共同施設ノ中ニ這入

ルノデアリマスカ

○三土政府委員 サウ云フ事ハ無論這

入リマス

○飯塚委員 私モソレハ這入ルト考ヘ

マスカラ、前ノ二種以上ト云フヤウナ

モノハ、是ハ若シモ機屋ガ染色工場ヲ

造ツテ仕事ヲヤツテモ。ソレハ共同施設

ノ部ニ這入ツテ、二種以上ト云フ部ニハ

道入ラスト思ヒマスカラ、御尋シテ見

タノデアリマス、サウシマスト若シ或

アツテ、是ガ撲絲工場モ必要デアル、又

一

○三土政府委員 施設ノ方法デスカ

—ソレハ例ヘバ見本市ノ開催トカ、閉

體商標ノ利用トカサウ云フモノデアリ

マス、尙ホ詳シク言ヘバ組合デ作ツタ物

同ジ「レッテル」ヲ以テ出スト云フヤウ

ナ事ニ付テ共同施設ヲスルノデアリマ

ス

○飯塚委員 製造家ガ集フテ、外國ノ見

本ヲ集メテ見本陳列所ヲ作ル、又織物

業者デアレバ絲ヲ撚ル絲ノ撚リ場ヲ共

同デ拵ヘル、又共同ノ染織場ヲ拵ヘル、

各人が銘々デヤルト云フコトヨリモ、

共同ノ染織場ヲ拵ヘテ共同デ仕事ヲス

ルト云フコトハ、共同施設ノ中ニ這入

ルノデアリマスカ

○三土政府委員 サウ云フ事ハ無論這

入リマス

○飯塚委員 私モソレハ這入ルト考ヘ

マスカラ、前ノ二種以上ト云フヤウナ

モノハ、是ハ若シモ機屋ガ染色工場ヲ

造ツテ仕事ヲヤツテモ。ソレハ共同施設

ノ部ニ這入ツテ、二種以上ト云フ部ニハ

道入ラスト思ヒマスカラ、御尋シテ見

タノデアリマス、サウシマスト若シ或

アツテ、是ガ撲絲工場モ必要デアル、又

染色工業モスル、整理モスル、サウシテ相當ノ貨銀ヲ取ッテ仕事ヲスルト云フコトニナリマスト、大變其仕事ト云フモノハ共同ノ利益ニナル、其得タルノ所利益ニ付テハ多少ノ貨銀ヲ拂フテスル、又共同ノ利益ノ爲メニ仕事ヲスルノデアルカラ、ソレニ付テハ營業稅ナド拂ハヌデモ宜イコトニナリマスカ

○三土政府委員 サウデス
○加藤委員 第三條ノ一、二三項デアリマスガ、是ハ詰リ必要ナモノハヤルシ、必要デナイモノハヤラヌ、例ヘバ検査ノ如キモノハ必要デアルカラヤルガ、取締トカ制限ト云フモノハ、必要ヲ認メヌトキハヤラヌト云フ斯ウ云フ趣意デ、組合ノ事情ニ依ッテ之ヲヤルモノトヤラヌノガアルト解釋シテ宣シウゴザイマスカ

○三土政府委員 其通リデアリマス
○飯塚委員 サウシマスト、製品ノ賣買ヲスルニハ、實際賣リマスノハ輸出品工業ヲ以テ業トスル者デモ、其製品ヲ實際ニ賣ル徑路ハドウカト云フト理想ハ、工業家ガ直接ニ向フノ外國ノ市場ノ問屋ニ賣ルト云フコトガ系統的デアル、ソレガ實際ヲ見ルト出來タ品ヲ何所ニ賣ルカト云フト、先づ貿易者ニ賣リ、其次ニハ貿易組合ニ委託ヲシテ賣ルト云フヤウナコトニナリマス、又其物ガ輸出品トシテハ、勿論内地ノ需要トシテモ貿易業者或ハ貿易業者デナシテ大キナモノニナルノガ目的デアリデハ力ガ無イカラ、一團トナッテ法人トシテ大キナモノニナルノガ目的デアリマスカラ、製造モヤル、大キナ物ニ付テ製造モスルト同時ニ賣ルト云フコトモスル、工業家デモ製造販賣ガ連絡シテ居リマスカラ、製造ニ付テモ力ヲ入レ、販賣ニ付テモ力ヲ入レルト云フコトガ理想デアルト思ヒマス、デ先刻モ申シタ通リ組合員ノ委託ニ依リ製品ヲ販賣スルト云フノデアリマスカラ、元來ナラバ全部組合ガ共同販賣スルコトガ理

○三土政府委員 先刻申シマシタ製品ノ加工工場ニ委託ニ依ル製品ノ加工ト云フコトデアリマスガ、如何デスカ
○三土政府委員 初メハサウモ考ヘマニナツテ居リマスカラ、其趣意カラ云シタガ、營業稅、所得稅ヲ免除スルコトテ餘リ恩典ニ過ギルト思ヒマスカラ、ウシテ貨織ナリ、或ハ加工ナリスルコトニナリマスカラ、委託ニ依ル加工ト事實ハ全部委託ニシテ宣シウゴザイマス
○飯塚委員 サウシマスト、製品ノ賣買ヲスルニハ、實際賣リマスノハ輸出品工業ヲ以テ業トスル者デモ、其製品ヲ實際ニ賣ル徑路ハドウカト云フト理想ハ、工業家ガ直接ニ向フノ外國ノ市場ノ問屋ニ賣ルト云フコトガ系統的デアル、ソレガ實際ヲ見ルト出來タ品ヲ何所ニ賣ルカト云フト、先づ貿易者ニ賣リ、其次ニハ貿易組合ニ委託ヲシテ賣ルト云フヤウナコトニナリマス、又其物ガ輸出品トシテハ、勿論内地ノ需要トシテモ貿易業者或ハ貿易業者デナシテ大キナモノニナルノガ目的デアリデハ力ガ無イカラ、一團トナッテ法人トシテ大キナモノニナルノガ目的デアリマスカラ、製造モヤル、大キナ物ニ付テ製造モスルト同時ニ賣ルト云フコトモスル、工業家デモ製造販賣ガ連絡シテ居リマスカラ、製造ニ付テモ力ヲ入レ、販賣ニ付テモ力ヲ入レルト云フコトガ理想デアルト思ヒマス、デ先刻モ申シタ通リ組合員ノ委託ニ依リ製品ヲ販賣スルト云フノデアリマスカラ、元來ナラバ全部組合ガ共同販賣スルコトガ理

○三土政府委員 ソコマデハ取締ガ付クマイト思ヒマス、賣ッテモ構ハヌト思ヒマス
○飯塚委員 本條ニ付キマシテハ、今手ナ事ヲヤッテ困ルトキニハ「組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノヲシテ」
○三土政府委員 是ハ過怠金ノコトデアリマスカラ、ソレ以上徵收スル規則ヲ制定スルコトハ要ルマイト思ヒマス
○加藤委員 過怠金デアリマシテモ、若シ納メナイト云フコトニナリマス
ト、終ニハ際限ノ付カナイコトガ實際ニ於テアリハシナイカト思ヒマスガ、如何デスカ折角取締トカ検査トカ色ノ事ヲシマシテモ、遂ニ厲行出來ナイコトニナリハシマセヌカ
○三土政府委員 其積リデアリマス
○高木委員長 御尋ガゴザイマセヌケレバ九條ニ移リマス
○飯塚委員 本條ニ付キマシテハ、今日ノ實際重要輸出物產同業組合ノ實況ヲ見マスト、其一ノ業態デナケレバ
○高木委員長 御尋ガゴザイマセヌケレバ九條ニ移リマス
○三土政府委員 ソレハ除名處分ガ出来マス、ソレカラ除名サレテソレガ勝手ナ事ヲヤッテ困ルトキニハ「組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ居ラヌ、ソレニ關係シタ詰リ縦ノ

製造業モアレバ、製練所モアルト云フ
ヤウナ、皆縦ト云ヒマスカ横ト云ヒマ
スカ、縦ニ關聯シタモノヲ以テサウシ
テ重要物産同業組合ヲヤシテ居ル、サウ
シテ共同ノ目的ヲ持テ居ルト云フノ
デ仕事ヲシテ居ル、若シ斯ノ如クニ其
モノデアルカラ、現在ノモノニ動搖ヲ
起スコトガアリマセヌカ、若シ工業組
合ト云フ大キイモノガアルト、ソレガ
脱ケルト、現在ノ同業組合ガ微々タル
結果ヲ生ズルコトニナリハセヌカ、此
時ニナシテ政府ハサウ云フヤウナ豫想
ヲシテ、萬一サウ云フ時ニハ現在ノ同
業組合ガ、ソレガ爲ニ解散シテモ已ム
ヲ得ナイ、斯ウ云フ風ナ御決心デアリ
マスカ

○三土政府委員 其通リデアリマス
○高木委員長 次ニ移リマス、第十條
「宜シウゴザイマス」ト呼フ者
アリ

○三土政府委員 成ベク大キイト云フ
ノハ輸出組合ノ方デアリマス、工業組
合ノ方ハ事業本位デアリマスカラ、其
組合組織ニ都合好ク行ク程度デナケレ
バ、イカヌト思ヒマス、成ベク事業本位
トシテ、組合ヲ組織スルニ都合ノ好イ
範囲ニ決メタイ

○高木委員長 次ニ移リマス、第十一
條 「宜シウゴザイマス」ト呼フ者
アリ

○高木委員長 第十二條
○飯塚委員 此今日マデノ質問應答ノ
大要カラ見マシテ、私ハ此地區ト云フ
モノハ餘リ廣クシテハ、實際工業組合
ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイヤウニ
考ヘマス、ソレハ何トナレバ共同ノ施

設共同ノ設備ト云フコトモアリマス、
又若シ一種ノ絹織物ナラバ絹織物ニ付
ル組合ニ於キマシテハ其モノガ小サイ
モノデアルカラ、現在ノモノニ動搖ヲ
起スコトガアリマセヌカ、若シ工業組
合ト云フ大キイモノガアルト、ソレガ
脱ケルト、現在ノ同業組合ガ微々タル
結果ヲ生ズルコトニナリハセヌカ、此
時ニナシテ政府ハサウ云フヤウナ豫想
ヲシテ、萬一サウ云フ時ニハ現在ノ同
業組合ガ、ソレガ爲ニ解散シテモ已ム
ヲ得ナイ、斯ウ云フ風ナ御決心デアリ
マスカ

○三土政府委員 成ベク大キイト云フ
ノハ輸出組合ノ方デアリマス、工業組
合ノ方ハ事業本位デアリマスカラ、其
組合組織ニ都合好ク行ク程度デナケレ
バ、イカヌト思ヒマス、成ベク事業本位
トシテ、組合ヲ組織スルニ都合ノ好イ
範囲ニ決メタイ

○高木委員長 次ニ進ミマス、第十三
條 「宜シウゴザイマス」ト呼フ者
アリ

○高木委員長 次ニ進ミマス、第十四
條 ——次ニ進ミマス第十五條、是ハ當
前ノヤウデアリマスカラ、次ニ行キマ
ス、第十六條
○三土政府委員 勿論入リ易イヤウナ

品ノ種類ガ違ヒマス、隨テ其取締モ違
フヤウニ思ヒマス、故ニ成ベク是ハ小
サクデハテリマセヌガ、獨立シ得ル程
度、其實際ハ今日ノ重要物産同業組合
ノ地區位ガ、地區ト云フコトニ於テハ
非常ニ適當デハナイカト考ヘテ居リマ
スガ、先日三土次官ハ成ベク大キクシ
テ之ヲ全國一ツニスルト云フヤウナ御
考デアルヤウナ御話ヲ伺ヒマシタガ、
ソレハドウ云フ御考カラシテ大キイト
云フコトニシタ方ガ宜イノデアリマセ
ウカ、此所デ一寸承リタイ

○高木委員長 第二十三條
○飯塚委員 此中ノ「加入ニ困難ナル
條件ヲ附シ」云々ト云フコトハ、定款ニ
例ヘバ一口ヲ百圓トシテ居ルモノヲ、
五百圓トスルト云フヤウナコトガイケ
ナイノカ、何トナレバ一口百圓ト云フ
コトナレバ誰ニモ出來ル、五十圓ト云
フコトニナレバ出來ルケレドモ、五百
圓ト云フヤウニナレバ出來ナイト云フ
コトニナリマスガ、サウナルト定款ト
云フモノハ許サヌト云フノデアリマス
カ、無論今ノ場合ニ後カラ入ラウト
カラ入ル者ニ對シテ、何カ餘計ナ條
件ヲ附ケサセナイヤウニト云フ見解デ
アリマスカ、抑、定款ニ多クノ人ヲ —

○飯塚委員 後カラ入ル者ニ對シテ、
餘計ニ其人ニ對シテ條件ヲ附ケルト云
フコトハ出來ヌ事デハアリマスガ、私
共ハ斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、今
日ノ輸出工業ノ狀態ト云フモノハ、實
際ヲ言フト輸出品ヲ造ル所ノ智識モ無
ク力モ無イ、サウ云フ者ガ勝手ニ造ッテ
— 雖然ト造ルト云フト、非常ニ輸出
貿易ト云フモノニ影響シマスガ、何ト
カシテ是ハ成ベク輸出品ヲ造ル所ノ工
業家ト云フモノハ、相當ノ少クトモ智
識ノ有ル、相當ノ資力ノ有ル者ニ造ラ
セルト云フコトガ出來レバ、是ハ大變
國家ノ貿易ノ上ニモ宜イ事ダラウト
考ヘマス、併シ一方ニハ他ノ營業者ノ
事業ヲ束縛スルト云フコトハ是モ出來
ナイコト、思フノデ、少シ此間ノ調和
シテ、成ベク小サイ者デナク相當ノ義

定款ヲ作ラセル方針デアリマス、定款
ハ入り易イガ、愈々入ルト云フ時分ニ其
人ニ對シテ特別ナ困難ナ條件ヲ附スト
云フヤウナコトガアルノデス、例ヘバ
定款ニハ一口以上トシテアッテモ、十口
トイケマセヌ、又サウ云フ事ハアリ得
ラレルト思ヒマスカラ、念ノ爲ニ置イ
タノデス

ノヲ、矢張偽造變造スルト云フコトモ

アルノデアリマス、組合員ノ商標ヲ保

護シ助長スルト云フコトガ目的デアリ

マスルニ、唯、組合ノ商標ダケニ付テ

ハ甚ダ當ヲ得ナイト考マス、故ニ是ハ

工業組合員ノ商標、並ニ工業組合ノ商

標トセラレナケレバナラヌト思ヒマ

ス、之ガ無イノハ何カ理由ガアルノデ

アリマスカ

○三土政府委員 法律上他人ノ商標ヲ

侵害シタト云フ場合ニハ、他ニ法律ガ

アツテ一般的ニ罰セラレル、是ハ組合員

中ノ者ノ制裁デアルカラ、組合ノ商標

トシタノデアリマス、後程又調査相談

ヲシテ見マス

○飯塚委員 次ニ今一ツ伺ヒマス、此

所ニハ使用シタ者、或ハ偽造シタ者ト

アリマスガ、除去スルト云フコトガ無

イ、工業組合ノ製品ト云フモノデアツテ

モ、買ッテシマッタ物ニ對シテハ、其商標

ガ自分ノ物デアルカラ切フテシマッテモ

仕方ガナイ、併ナガラ處分權ヲ有タナ

イ者ガ之ヲ切ルト云フコトガアルナラ

バ大變危險デアリマス、例ヘバ最初販

賣ヲ委託受ケタ者ガ其商標ヲ切ッテシ

マツタナラバ、委託者ハ大變困ルコトニ

ナル、又工業組合ノ商品ト云フモノハ

何所へ行クカト云フト輸出貿易家ニ行

タ、其貿易家ガ自分デ買ッタ物ナラバ切

ツテシマッテモ差支ナイガ、人ノ委託ヲ受ケテ販賣スルトキニ勝手ニ切ルヤウナコトガアルナラバ、製造家ノ發展ガ

出來ナクナル、今日横濱、神戸邊リデ行

ハレテ居ル此弊害ト云フモノハドウデ

アルカト云フト、商標ヲ皆切ッテシマフ、

サウシテソレヲ勝手ニ分ケテ、外國ニ

向ツテハ何所ノ工場ノ物ダカ分ラナイ

護スルヤウニシテヤツテ居ルヤウナ實

状デアル、今ノ儘デ過ギルナラバ、工業

家ト云フ者ガ外國市場ニ向フテ直接ニ

販路ヲ造ルコトガ出來ナイ有様デアリ

マス、幸ニ輸出貿易組合ト云フモノガ

出來マシタカラ、小サイ製造家モ共ニ

系統的ニ販路ヲ擴メルコトガ出來ルヤ

ウニスルニハ、製造家ノ商標ニ對シテ、

其處分權ノ無イモノハ之ヲ切ラセナイ

ヤウニスルノガ至當デアルト思フ、然

ルニ「除去スルヲ得ス」ト云フヤウナコ

トガ無イ、成程人ノ物ヲ切ッテハイカヌ

ト云フコトハ他ノ法律ニモアリマセウ

ガ、此所ヘ一ツ入レテ置カナイト、折角

作ッタ所ノ工業組合ト輸出組合ト云フ

モノノ聯合ヲ圖ルコトガ出來ナイ、サ

ウシテ工業組合員ノ個人ノ商品ヲ段々

助長サセルト云フコトガ出來ナイカ

ラ、是非此所ニ入レタ方ガ便利デアラ

ウト思フ、又私ハ是非サウシナケレバ

ナラヌト思フ

○高木委員長 普通刑法ノ關係、ソレ

カラ商標ニ關スル法律トノ間ノ權衡ヲ

研究シ、政府ノ方デモ研究シテ戴ク方

十四條

〔質問ナシト呼フ者アリ〕

○飯塚委員 先刻本法ニ違反シテ、出

資一口ノ金額ヲ減少シト云フコトニ付

イモノト思ツテ居リマシタ

○高木委員長 第四十五條附則 政

府ハ凡ソ何時頃ヤルノデスカ

リデス、ソレカラ先ニ委員長カラ御質

問ニナツタ第二十三條ノ「組合員タル資

格ヲ有スル者、工業組合ニ加入セムト

スルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ

加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其加入

ヲ拒ムコトヲ得ス」之ニ對スル制裁規

定ガ無イガドウカト云フコトハ、是ハ

拒ム主體ハ組合ニナツテ居ル、組合ガ主

體ニナツテ居ルカラ、之ヲ罰スルカドウ

カト云フコトニナルカラ罰則ヲ置カナ

カツタ譯デアリマス

○飯塚委員 八條ノ「營業ノ弊害ヲ矯

正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ行政

官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業組合

ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ

地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル

者ヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制

限ニ依ラシムルコトヲ得レトアリマス

ガ、是ハ今申シタ通り、組合員ガ何カ組

合ノ定款ヲ守ラナイト、過怠金ヲ納メ

ルカモ知レマセヌケレドモ、是ハ配當

ルカモ知レマセヌケレドモ、是ハ配當

スルモノデハナイカラ事業費ニ使ヒマ

〔罰則ガアルト呼フ者アリ〕

○飯塚委員 ア、サウデスカ、私ハ無

資一口ノ金額ヲ減少シト云フコトニ付

テノ質問ニ對シテノ次官ノ答辯ハ、組

合ヲ組織スル場合ニ於テ一口ノ金額ヲ

届ケナケレバナラヌ、ソレヲ届出ナイ

場合ニ於テ云々ト云フ御説明ニナリマ

シタガ、私ガ聽キヤウガ惡カッタノカモ

知レマセヌガ、若シサウデアルトスル

ト一寸意味ガ徹底セヌヤウニ考ヘマス

○三土政府委員 本法ニ依ツテ定款ヲ定

メテ認可ヲ經タ其出資額ト定ツテ居リ

マスカラ、ソレヲ默ツテ減少シタ場合、

詰リ認可ヲ經ズシテ減少シタト云フ場

合デス

○加藤委員 今一應御尋致シマスガ、

此出資ハ組合ノ積立金トシテ置クノデ

アリマセウカ、或ハソレヲ組合ノ利用

經營ノ上ニ運用スルトカ、或ハ一年ノ

經常費ニスルノデアリマセウカ

○三土政府委員 組合ノ出資ハ事業ニ

必要ナル出資デアルカラ、一時積立テ

ルカモ知レマセヌケレドモ、是ハ配當

スルモノデハナイカラ事業費ニ使ヒマ

トカ、斯ウ云フノデアルカ、又一方ニハ

ヒマセヌ、唯、目的ガ違フノデ、アトハ

一寸モ違ハヌ、唯、一ツ違フ所ハ聯合會

ガ無イト云フダケデアリマス、此法ハ

聯合會ニ關スル規定ガアリマセヌ

ル方法ガアリマスカ

○飯塚委員 輸出組合法ノ同一種類ノ

輸出ヲ業トスル資格ニ付テ御尋シマス、
輸出ヲ業トスルト云フ者ノ中ニハ工業
組合員モ這入ッテ宜シイノデアリマス
カ

○三土政府委員 無論這入ッテ宜シイ
ノデアリマス

○飯塚委員 ソレカラ今一ツニハ製造
工業組合ト云フノモ之ニ這入ッテ宜カ
ラウト思フ、何トナレバ 委託販賣ヲ受
ケテ輸出スル——組合員ノ委託ヲ受ケ
テ矢張輸出スルノデスカラ……

○三土政府委員 組合ハ這入ル積リデ
出來テ居リマセヌ

○飯塚委員 輸出組合法ハ自分デ出來
ナイカラ、仕方ガナイカラ 工業組合
ニ委託ヲシテ輸出ヲシテ貰フヤウニ
販賣ヲ頼ム、又工業組合ト云フモノハ
自分デ出來ナイカシ輸出組合ヘ委託シ
テ之ヲ輸出スル、斯ウ云フ順序ヲ助長
スルト云フコトガ 目的デハナイカ、故
ニ工業組合ト云フモノモ絹織物ナラ
織物、是ハ法人デアルカラ輸出ヲ業ト
スルモノト云フ中ニ入レナケレバナラ
ヌ、之ガ無イト工業組合ト輸出組合ト
云フモノヲ、系統的ニ組合スルコトガ
出來ナイデハアリマセヌカ、デアルカ
ラ聯絡ヲ執ル爲ニサウシナケレバナラ
ヌト思フ

○三土政府委員 ソレハ法ハ豫定シテ
居ラヌノデアリマス

○飯塚委員 ケレドモ私共ハ是非ソレ
ヲシナケレバナルマイカト思フ、サウ

スルト工業組合ハ委託販賣ヲ受ケテ、
工業組合ハ輸出組合員トナルコトガ出
來ルト云フヤウニシタラドウデス、委
託販賣ヲ爲シ得ル者ガ、尙ホ大キイモ
ト思フ、之ヲ新ニ入レルカシテ、是非ソ
レデ連絡ヲ取リタイ、斯ウ考ヘテ居ル
○三土政府委員 工業組合員ハ輸出業
ヲ營ム者ガアレバ、個人トシテ御入り
ニナッテ宜シイ、ケレドモ公人タル工業
組合ハ、輸出組合ニ入ルコトハ認メテ
居ラヌノデス

○飯塚委員 認メル方ガ本當デアリマ
セヌカ、ソレデナケレバ連絡ガ取レナ
イ、第一條ニソレヲ入レ、バ宜シイ、
「重要輸出品ノ製造ニ關スル工業組合」

スウ云フ風ニシタラ宜カラウト思ヒ
ス、政府ニ尙ホ一段ノ御考ヲ願ツテ置キ
散會致シマス

○三土政府委員 ハイ

○高木委員長 明日續イテ午前十一時
カラ會ヲ開キマス、ドウゾ御苦勞様デ
スガ御出席ヲ願ヒマス、本日ハ是ニテ
午後零時三十二分散會

〔參照〕

午後零時三十二分散會

海外通信員設置豫定地

廣東(支那)、

滿州里(滿洲)、

海防(佛領印度支那)、
カラチ(英領印度)、

ケーブタウン(南阿)、
ボートサイド(埃及)、
サンダナン(南洋)、

ストックホルム(瑞典)、
コンスタンチノープル(土耳其)、
リマ(秘露)。

○備考

實際施行ノ場合ニ於テハ多少ノ
變更アルヘシ